

議案第 9 4 号

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 1 2 月 6 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例案

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年
条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の200、12月に支
給する場合には100分の215」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次項の規定は令和元年12月1日から適用す
る。

（経過措置）

- 2 令和元年12月に支給した期末手当に限り、この条例による改正後の交野市議会
議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「新条例」という。）
第5条第2項の規定中「100分の210」とあるのは「100分の220」とす
る。

（期末手当の内払）

- 3 議長、副議長及び議員がこの条例による改正前の交野市議会議員の議員報酬並び
に費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により、令和元年12月1日を基準日
として支給を受けた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。